

江東区介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険事業計画は、3年を1期として策定することとされており、令和6年度から令和8年度が第9期の計画期間となる。計画期間中の第1号被保険者の保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 保険料の額の改定（第6条関係）

第9期の計画期間である令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料基準額（月額）は6,200円とする。

保険料の多段階化を行い、現行16段階を18段階とするとともに、対象者の内容を改める。

なお、改定にあたっては、介護給付費準備基金を活用するとともに、引き続き低所得者への負担軽減を行う。

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例の終了（附則第10条関係）

介護保険法施行令附則第23条の特例措置の終了に伴い、条例附則第10条関係の特例を終了する。

(3) その他条例の規定の整備（第6, 8条関係）

介護保険法施行令の標準段階の多段階化に伴い、条例の規定を整備する。

保険料の額（年額、単位：円）

段 階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	第 5 段階	第 6 段階
保険料額	33,768	44,640	48,732	63,240	74,400	85,560
段 階	第 7 段階	第 8 段階	第 9 段階	第 10 段階	第 11 段階	第 12 段階
保険料額	96,720	119,040	133,920	148,800	163,680	186,000
段 階	第 13 段階	第 14 段階	第 15 段階	第 16 段階	第 17 段階	第 18 段階
保険料額	208,320	223,200	238,080	252,960	260,400	267,840

※第 1 ～ 3 段階の保険料額については、国の低所得者軽減策により、年額第 1 段階 21, 120 円、第 2 段階 29, 760 円、第 3 段階 48, 360 円とする。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 経過措置

この条例による改正後の江東区介護保険条例第 6 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

5 新旧対照表

別紙のとおり

介護保険料 新旧対照表（第1～5段階）

（単位：円）

所得段階		対象者	保険料					
			料率		月額		差額	9期 年 額
8期	9期		8期	9期	8期	9期		
1		・生活保護、老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額 の合計が年間80万円以下の方	本則 0.5	本則 0.455	2,900	2,814	△86	33,768
			軽減 0.3	軽減 0.285	1,740	1,760	20	21,120
2		合計所得金額と課税年金収入額 の合計が年間120万円以下の方	本則 0.65	本則 0.6	3,770	3,720	△50	44,640
			軽減 0.4	軽減 0.4	2,320	2,480	160	29,760
3		合計所得金額と課税年金収入額 の合計が年間120万円超の方	本則 0.7	本則 0.655	4,060	4,061	1	48,732
			軽減 0.65	軽減 0.65	3,770	4,030	260	48,360
4		世帯に住民税課税者がいる方で、 合計所得金額と課税年金収入額 の合計が年間80万円以下の方	0.85	0.85	4,930	5,270	340	63,240
5		世帯に住民税課税者がいる方で、 合計所得金額と課税年金収入額 の合計が年間80万円超の方	1	1	5,800	6,200	400	74,400

介護保険料 新旧対照表（第6～18段階）

（単位：円）

所得段階		対象者		保険料									
				料率		月額		差額	9期 年額				
8期	9期			8期	9期	8期	9期						
6		125万円未満の方	1.15	1.15	6,670	7,130	460	85,560					
7		125万円以上 200万円未満の方	1.3	1.3	7,540	8,060	520	96,720					
8		200万円以上 300万円未満の方	1.65	1.6	9,570	9,920	350	119,040					
9		300万円以上 400万円未満の方	1.75	1.8	10,150	11,160	1,010	133,920					
10		400万円以上 500万円未満の方	2.05	2	11,890	12,400	510	148,800					
11		500万円以上 600万円未満の方	2.1	2.2	12,180	13,640	1,460	163,680					
12		600万円以上 800万円未満の方	2.5	2.5	14,500	15,500	1,000	186,000					
13		800万円以上 1,000万円未満の方	2.8	2.8	16,240	17,360	1,120	208,320					
14	14	1,000万円以上 1,500万円未満の方	旧：14段階 1,000万円～ 1,200万円	2.9	3	16,820	18,600	1,780	223,200				
15			旧：15段階 1,200万円～ 1,500万円							3	17,400	1,200	
16	15	1,500万円以上 2,000万円未満の方	旧：16段階 1,500万円 以上	3.1	17,980		19,840	1,860	238,080				
	16	2,000万円以上 2,500万円未満の方								3.2	21,080	3,100	252,960
	17	2,500万円以上 3,000万円未満の方								3.4	21,700	3,720	260,400
	18	3,000万円以上の方								3.5	22,320	4,340	267,840

（注）軽減後の月間保険料額は10円未満切り捨て。

江東区介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保険料の額)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万4,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,240円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万8,720円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万9,160円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万9,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万400円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保険料の額)</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万3,768円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万4,640円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万8,732円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万3,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万4,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万5,560円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば</p>

保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 9万480円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 11万4,840円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)

保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,720円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 11万9,040円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)

に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 12万1,800円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 14万2,680円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除

に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 13万3,920円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 14万8,800円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17

く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 14
万6, 160円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 17
万4, 000円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 19
万4, 880円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課さ

号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 16
万3, 680円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 18
万6, 000円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 20
万8, 320円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課さ

れる保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 20万1,840円

ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 20万8,800円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも

れる保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 22万3,200円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 23万8,080円

ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも

の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）に該当
する者を除く。）

（加える）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者

の（令第39条第1項第1号イ
（(1)に係る部分を除く。）、次号イ
又は第17号イに該当する者を除
く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 25

万2,960円

ア 合計所得金額が2,500万円未
満であり、かつ、前各号のいずれに
も該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料の額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ（(1)
に係る部分を除く。）又は次号イに
該当する者を除く。）

（加える）

(17) 次のいずれかに該当する者 26

万400円

ア 合計所得金額が3,000万円未
満であり、かつ、前各号のいずれに
も該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料の額についてこの号の
区分による額を適用されたならば
保護を必要としない状態となるも
の（令第39条第1項第1号イ（(1)
に係る部分を除く。）に該当する者
を除く。）

(18) 前各号のいずれにも該当しない者

21万5,760円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、2万880円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万880円」とあるのは、「2万7,840円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万880円」とあるのは、「4万5,240円」と読み替えるものとする。

第7条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉

26万7,840円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、2万1,120円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,120円」とあるのは、「2万9,760円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,120円」とあるのは、「4万8,360円」と読み替えるものとする。

第7条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉

年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までに月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第9条～第20条 (略)

年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までに月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第9条～第20条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区介護保険条例第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。